

3月は「自殺対策強化月間」です。児童生徒の自殺は学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒の自殺予防に係る取組を実施していただくようお願ひいたします。

4 初児生第 31 号
令和 5 年 2 月 28 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
清 重 隆 信

児童生徒の自殺予防について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。標記については、これまでも自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところです。しかし、警察庁・厚生労働省の自殺統計によると、令和 4 年の児童生徒の自殺者数は過去最多の 512 人（暫定値）となり、特に、男子高校生の自殺者数が前年に比べて 38 人増加するなど、極めて憂慮すべき状況にあります。

また、令和 3 年の児童生徒の自殺の原因・動機としては、学業不振や入試の悩みなどが多くなっていることが分かっています。18 歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があり、さらに 3 月は、進学や進級の時期であることから、進路に迷う児童生徒が多くなることを踏まえて、進路指導の充実や見守り活動を丁寧に実施していただくようお願いします。

令和 4 年 10 月 14 日に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」においては、3 月を「自殺対策強化月間」と定め、自殺対策強化月間においては、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進する。あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施する。」と示しています。つきましては、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒の自殺予防に向けた下記の取組を積極的に実施するようお願いします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

毎年、学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けの時期にかけて実施することが考えられる。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施するとともに、一人一人に対して面談を行うなど、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。その際、児童生徒が不安や悩みを抱えたときに相談できる信頼できる大人が身近にいるかどうかを確認するとともに、相談窓口の電話番号等の情報を児童生徒に伝えること。また、児童生徒の自殺の背景の一つとして精神疾患が挙げられていることを踏まえ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行ったり、スクールソーシャルワーカー等を活用して医療等の関係機関に繋ぐなど、心の健康問題への対応を徹底すること。

学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校（学年）登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合（※）には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。

加えて、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境の整備に努めること。

さらに、「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする電話相談窓口や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。なお、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末を活用し、厚生労働省が作成した「まもろうよこころ」のポスターや相談窓口の周知、学校生活等についてのアンケートの実施、メッセージ・Web会議システムによる相談の実施を行うこと。また、一部の学校では、アプリ等を通じて悩みや不安を気軽に発信できる体制を整備するなど、1人1台端末を児童生徒の心身の状況の把握や教育相談に活用しており、こうした自殺リスクの早期把握に係る取組にも積極的に取り組むこと（※）。

(※) 自殺予防教育については、「子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引－」を参照。特に、自殺を企図する兆候については、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」P 9 を参照。1人1台端末を活用した自殺等対策の取組事例については、別添5を参照。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、令和4年の児童生徒の自殺者数が過去最多となっている現状を踏まえ、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、文部科学省のHP上の子供のSOSの相談窓口(※)や「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。複数の相談窓口を周知する場合は、悩みや不安を抱える児童生徒がどこに相談すべきか混乱してしまわないよう、必要に応じて相談窓口を整理し、周知すること。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校(学級)通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。学校は、保護者から相談を受けた時には、必要に応じて関係機関と連携しながら、適切に対応すること。

(※) 子供のSOSの相談窓口 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

(文部科学省HP)



(3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

(4) 都道府県立又は指定都市立高等学校における自殺予防の取組についてアンケート回答のお願い

※対象は、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会のみ

高校生の自殺者数が増加していることを踏まえ、国においても自殺予防に係る取組をより一層進めていく必要があると考えており、特に、高校生の自殺者数が増加していることを踏まえ、高校生に対する自殺予防の取組について収集したいと考えております。

つきましては、各都道府県又は指定都市教育委員会におかれましては、下記リンク先のアンケートフォームより以下の質問についてご回答いただきますようお願いいたします。

<アンケートフォーム>

<https://edu-survey.mext.go.jp/searchSchoolCode?surveyId=Zn0ID89FDT5CwGd%2BPviFR40MJ5fFSEo1fvIMSIErI9K2pjCNXBeBI2LgLr6XM045&searchType=org>

【質問1】令和5年3月の自殺対策強化月間において、各都道府県又は指定都市教育委員会又は域内の各高等学校において、実施した自殺予防に係る取組があれば、ご回答ください。

【質問2】令和4年中に自殺事案が発生した都道府県立又は指定都市立高校において、その後講じた再発防止策について、ご回答ください。

(留意事項)

- ・今回のアンケートは、国における施策検討の参考として、自殺予防に係る各地域、学校の取組を収集する目的で行うものであり、アンケート結果を公表することはありません。
- ・回答2については、域内に自殺事案が発生した高等学校が複数校ある場合には、全ての高等学校の取組を記載する必要はなく、代表的な取組について記載をお願いいたします。
- ・学校名や関係生徒の氏名など個人を特定できる情報は記載しないようお願いいたします。
- ・回答は、3月31日までにお願いいたします。

【添付資料】

- 別添1 厚生労働省「まもうよこころ」ポスター
- 別添2 児童生徒の月別自殺者数〔推移〕（厚生労働省・警察庁）
- 別添3 18歳以下の日別自殺者数（平成27年版自殺対策白書（抄））
- 別添4 24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）
- 別添5 1人1台端末を活用した自殺等対策の取組事例について
- 別添6 児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等のためのツールの例について
- 別添7 令和4年度「自殺対策強化月間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）

【参考資料】

- 「子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引－」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm



- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm



- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf



- 小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえのない自分
かけがえのない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm



- 新たな「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）

https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html

（児童生徒の自殺予防に関すること）
文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導企画係

電話 03(5253)4111(内線3298)
03(6734)3298(直通)

E-mail s-sidou@mext.go.jp

（アンケートフォームに関すること）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導調査分析係

電話 03(5253)4111(内線3208、3057)
03(6734)3057(直通)

E-mail s-sidou@mext.go.jp

心のSOS。
知
らせ
てほ
しい、



心がもやもやしたり、ざわついたら、
ひとりで悩まず伝えてほしい。

そ う だ ん ま ど ぐ ち
相談窓口はこちら



まもろうよこころ

検索



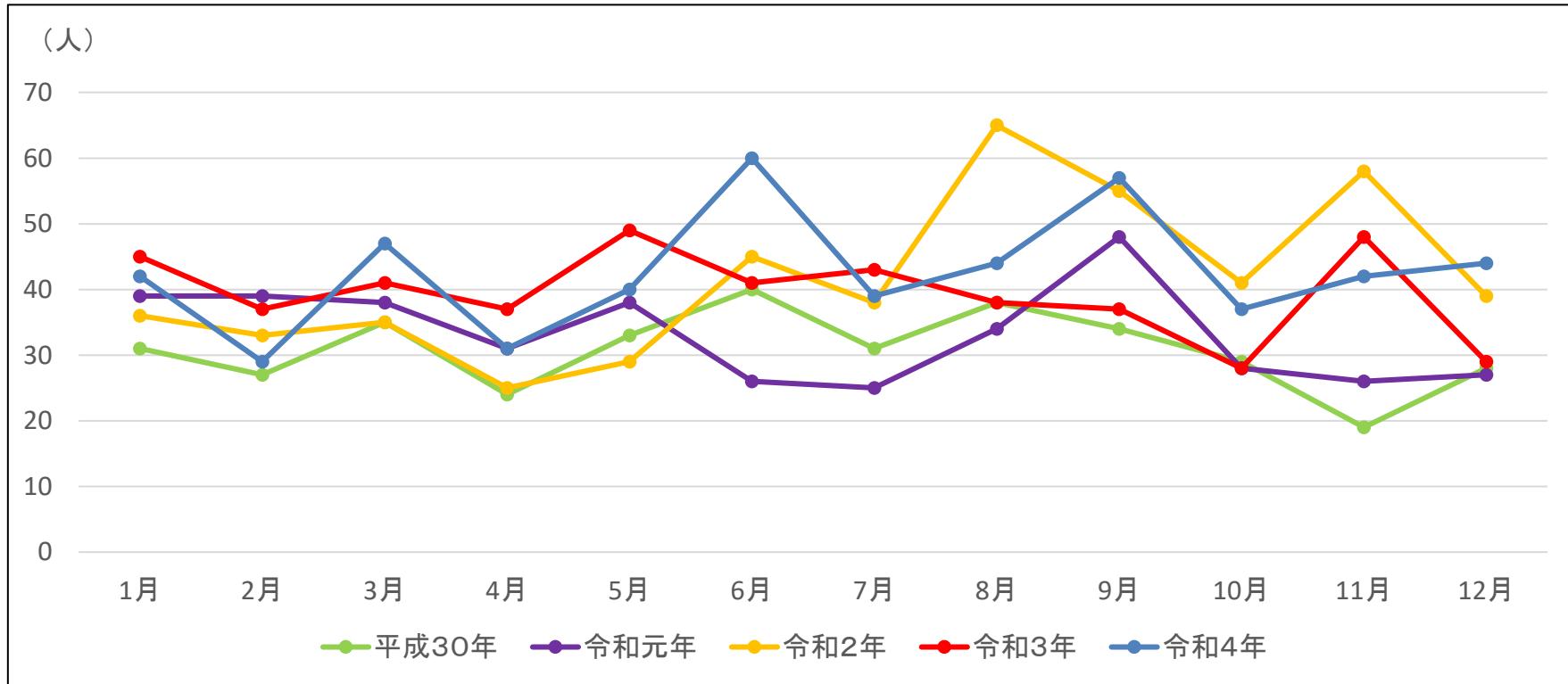
いのち
支える



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

児童生徒の月別自殺者数[推移]

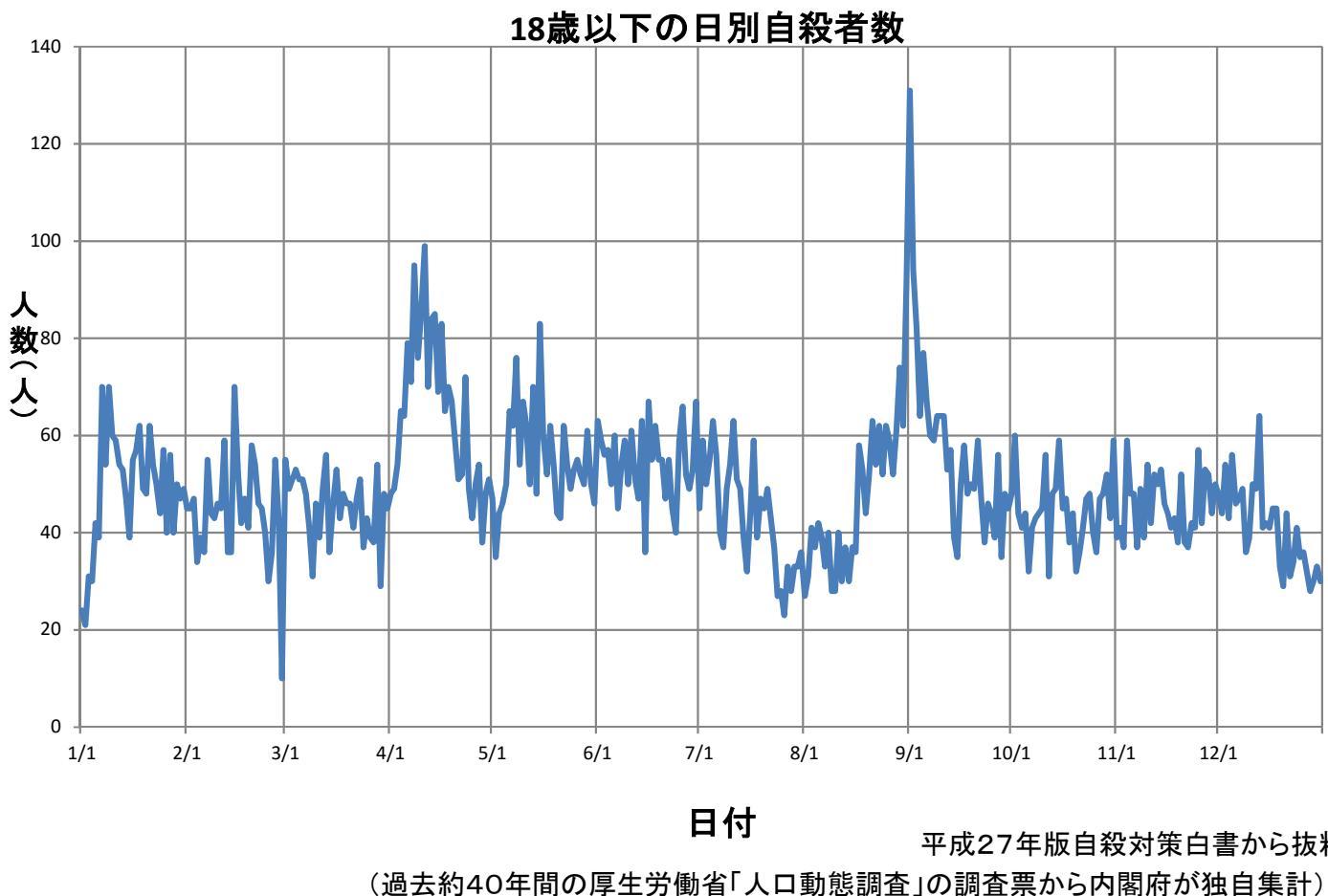
別添2



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成30年	31	27	35	24	33	40	31	38	34	29	19	28	369
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	42	29	47	31	40	60	39	44	57	37	42	44	512

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成。

18歳以下の日別自殺者数



【平成27年版自殺対策白書(内閣府作成)の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域においての対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うこととは効果的であろう。

誰
か
が
い
る

話
し
た
い

今
、

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞くよ

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう
0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら
いちはやく
189番
(児童相談所全国共通ダイヤル)

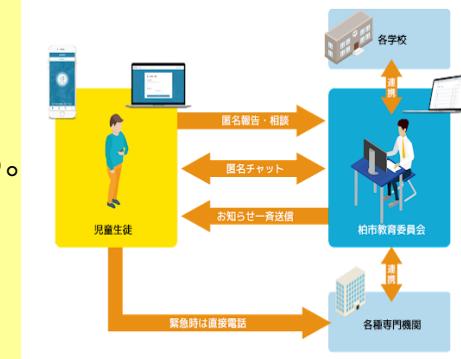
子どもの人権110番
0120-007-110
(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口
(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



◆ アプリを活用したいじめの相談・報告(千葉県柏市教育委員会)

- アプリ「STOPit」を活用し、自分がいじめを受けている、もしくは友達がいじめを受けているのを目撃した場合に、教育委員会等の相談員とチャットで相談・報告できる。
※柏市教育委員会の相談体制は、指導主事、学校心理士の計6名でチームを編成し、1つ1つの相談に對して複数で対応するようしている。
- 相談員は相談・報告内容を学校に連絡し、学校の教師やスクール・カウンセラーが関係者に聞き取りを行い、当該生徒の支援や学校全体でのいじめ対策を行う。



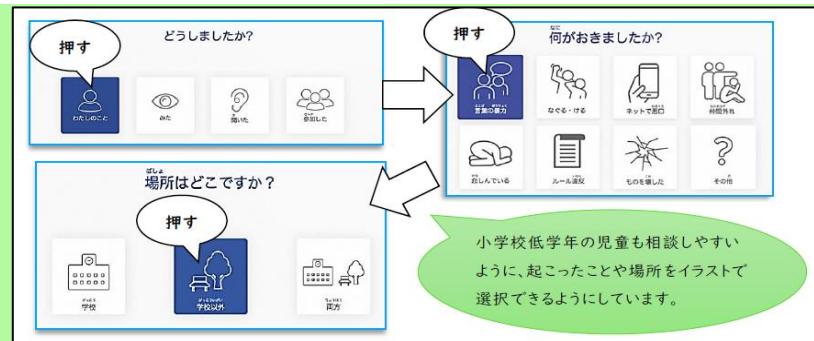
◆ メッセージ・Web会議システムによる相談（熊本市教育委員会）

- 1人1台端末に標準装備されているアプリ(ロイロノート)のメッセージ機能を利用して、児童生徒が担任等の教員に相談できるようにしている事例や、Web会議システム(Zoom)を活用し、1人1台端末を通じて、担任等の教員やスクールカウンセラーによるオンラインカウンセリングを行っている事例もある。



◆ SOSの発信（大阪府吹田市教育委員会）

- いじめ防止相談ツール「マモレポ」を活用し、低学年でも児童生徒が学校や市教育委員会に対して、1人1台端末からSOS(いじめ等で困っていること)を発信。
- 学校や市教育委員会は、相談内容に応じて対応を検討し、児童生徒とのやりとりや見守り等を実施。



(参考)相談用アプリを教育委員会の職員が作成した事例(静岡県掛川市教育委員会)

- 小・中学校に通う児童生徒から、いじめなどの悩みを1人1台端末で相談できる取組として、Google formを活用し、「こころの相談ノート」というアプリを教育委員会の職員が作成し、学校へ導入し、児童生徒の相談に対応している。
※導入費用は無料。学校から帰宅後や不登校児童生徒からの相談にも対応している。



児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等のためのツールの例について

- 児童生徒の自殺予防等のためには、学校現場において自殺等に繋がり得る様々な困難（いじめや不登校等生徒指導上の諸課題との関連も指摘される背景や要因といった困難）を総合的かつ的確に察知することが重要である。
- 学校生活の中で児童生徒のおかれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐ手法の例として、以下のようなツールがあるため、学校現場の状況に合わせ、児童生徒の様々な困難の早期発見等のための手法の一つとして参考とされたい。



「スクリーニング活用ガイド」

児童虐待、いじめ、貧困の問題など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応のため、習慣的に行うことで、教員にとっては児童生徒理解が深まり、抱え込みの解消、チーム力の向上につながる「スクリーニング」の活用ガイド。

※「スクリーニング活用ガイド」ホームページ(文部科学省)：

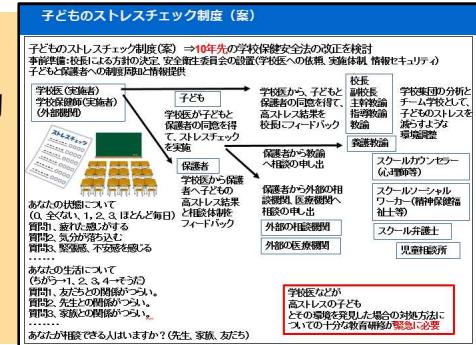
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm

「子どものストレスチェック」

メンタル不調の未然防止の一次予防の強化を目的とし、子どものストレス(心理的負担)の程度を把握する制度。各学校の集団ごとに集計、分析、フィードバックを行い、学校の環境を改善する。本人および保護者の申し出により医師(養護教諭、スクールカウンセラー)による面接指導につなげる。

※「子どものストレスチェック」ホームページ:

<https://www.m.chiba-u.ac.jp/class/rccmd/StressCheck/>



RAMPS



「RAMPS」

自殺リスクや精神不調の見過ごしを防ぎ、保護者や医療機関への説明など、その後の必要な支援に役立てることを目的に開発された心身状態評価と支援促進システム。

※「RAMPS」ホームページ:<https://ramps.co.jp/>

参自発 1213 第 1 号
令和 4 年 12 月 13 日

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 御中

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）

令和 4 年度「自殺対策強化月間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）第 7 条第 2 項において、3 月の 1 ヶ月間は「自殺対策強化月間」と位置づけられ、同条第 4 項において国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものと規定されています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）において、自殺対策強化月間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に例年 3 月は各月の中でも最も自殺者が多い傾向にあることを踏まえて、自殺対策強化月間ににおいて集中的な啓発活動を推進しています。

ついては、貴府省庁におかれても、自殺対策強化月間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴府省庁所管の関係機関、関係団体等に自殺対策強化月間に向けた取り組みを呼びかけていただくようお願ひいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示及び広報動画の活用について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺対策強化月間にに関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示のご協力をお願ひいたします。

ポスターは、1月下旬を目途にお送りする予定ですが、3月の自殺リスクの高まりに対応するため、自殺対策強化月間を迎える前（2月中）から掲示いただくことが効果的と考えるので、準備が整い次第、早めに掲示いただくようお願い致します。

併せて、自殺対策強化月間にに関する広報動画も作成しますので、SNS等での情報発信や関係機関、関係団体への周知につきましてもご協力をお願い致します。

※3月は特に40代、50代を中心とした中高年男性の自殺者が多くなる傾向を踏まえて、中高年男性に相談を呼びかけるポスターと動画を作成予定です。

2 自殺対策強化月間に実施する取組の登録について

貴府省庁が令和4年度「自殺対策強化月間」にあわせて実施する取組について、別添「登録様式」により1月31日（火）までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省ホームページ等での公開を予定しています。

＜登録いただく際にご留意いただきたい点＞

- (1) 自殺対策強化月間に向けて、貴府省庁が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。（通年で実施されている取組については登録不要です。）
- (2) 貴府省庁の関係団体等に関する取組についても、前記（1）と同様に登録をお願いいたします。
なお、後日公表します取組事例一覧には関係団体等の取組として掲載させていただきます。
- (3) 複数の出先機関（関係団体等の取組をとりまとめていただく場合も同様）等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

（記載例）

事業名　自殺予防週間における全国一斉相談会
概　要　各地で様々な困りごとに対する無料相談会を実施
(実施箇所：全国47箇所の地方■■局)

（参考）令和4年度自殺予防週間の主な取組（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/r4_jisatsuyoboushukan.html

【本件連絡先】

厚生労働省　社会・援護局　総務課自殺対策推進室
電話：03-5253-1111（内線2837）
担当者：山田、椎野、井上
E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp